

## 令和6年度第2回茨城県環境審議会

日 時：令和7年2月5日(水)午後1時30分から

場 所：茨城県庁 行政棟11階 1106共用会議室

次 第：別紙のとおり

出席者：別紙のとおり

○司会(庄司総括課長補佐)

それでは、ただいまから、令和6年度第2回茨城県環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の庄司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、この場にご出席いただく方とオンラインでご出席いただく方のハイブリッドで開催してございます。

ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、県民生活環境部次長の須能からご挨拶を申し上げます。

○須能県民生活環境部次長

皆さん、こんにちは。

須能でございます。

部長に代わりましてご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、Webでの参加も含めまして、令和6年度第2回茨城県環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本県の環境行政の推進に格別のご尽力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の議事でございますが、審議事項1件と報告事項2件でございます。

審議事項につきましては、第6次茨城県廃棄物処理計画の策定について諮問させていただきたいと存じます。

この計画は、廃棄物の減量や適正処理などに関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する計画でございます。

現行の第5次の計画期間が令和7年度で終了しますことから、次期計画として、審議会の意見を求めるために、本日、諮問を行わせていただくものでございます。

次に、報告事項の1つ目、前回審議会でもいただいたご意見への対応と、2つ目の環境指標に係る主な施策の取組状況と次年度の方向性につきましては、前回8月に開催しました本委員会におきまして、皆様からいただいたご意見への対応状況や、主な施策に関します今年度の実績、それから、来年度の方向性につきましてご報告をさせていただき、委員の皆様から幅広くご意見などをいただくことで審議を活発化し、さらなる環境行政の充実を図ってまいりたいと考えているものでございます。

なお、来年度予算につきましては、あと2週間程度で最終的に発表できる形になりますが、本日は、その方向性につきましてご報告をさせていただければと存じます。

詳細につきましては、後ほどご説明をいたしますが、いずれの事項につきましても、本県の今後の環境行政を推進してまいります上で大変重要な事項でございますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございます

が、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

ここで、次長は、所用により退席をさせていただきます。

○須能県民生活環境部次長

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、資料につきましては、初めに諮問文及び資料１－１と１－２、続きまして資料２、資料３及び資料３の参考という形で綴らせていただいております。

不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、オンラインでの会議参加の皆様をお願いいたします。

ビデオは常時オン、マイクはご発言のときのみオンにさせていただきますようお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、内藤会長に、議事の進行をお願いいたします。

○内藤会長

内藤でございます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしてある次第にありますように、審議事項１件と報告事項２件を予定しております。

委員の皆様には、ぜひ、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見を頂戴したいとお願いいたします。

なお、本日は、15時15分頃をめどに終了するよう進めてまいりますので、進行にご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議事録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。

ご署名は、清水信宏委員と小島委員に、後日、お願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

審議事項 第６次茨城県廃棄物処理計画の策定についてでございます。

こちらにつきましては、本日、知事から諮問を受けることになっております。

本日、知事は、所用により出席できないということですので、代わって、廣瀬資源循環推進課長にお願い申し上げます。

○廣瀬資源循環推進課長

それでは、諮問文を読ませていただきます。

資循諮問第1号

茨城県環境審議会

第6次茨城県廃棄物処理計画の策定に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5第3項の規定に基づき、意見を求める。

令和7年2月5日

茨城県知事 大井川 和彦

諮問理由

本県では、循環型社会の形成を進めることを基本理念として、令和3年3月に第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、資源循環と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところである。

第5次茨城県廃棄物処理計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、近年の新たな法制度の動向、関係者の取り組みの進展、廃棄物実態調査の結果等を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けて更に取り組みを進めるため、第6次茨城県廃棄物処理計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めるものである。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいま諮問されました第6次茨城県廃棄物処理計画の策定について、審議を進めてまいりたいと存じます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

改めまして、資源循環推進課長の廣瀬でございます。

第6次茨城県廃棄物処理計画の策定についてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料1-1 第6次茨城県廃棄物処理計画の策定についてをご覧ください。

まず、1 策定の趣旨になりますが、都道府県廃棄物処理計画につきましても、法律で策定することが義務づけられている法定計画でございます。

本県におきましては、第5次茨城県廃棄物処理計画を令和3年3月に策定し、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたところですが、その計画期間が令和7年度をもって終了するため、次期計画として、第6次計画を策定するものでございます。

次に、2の計画の期間でございますが、国の通知において、おおむね5年ごとに策定することとされておりますので、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間といたします。

3 計画に定めるべき法定事項につきましては、記載のとおり、今後の廃棄物の発生量や処理量の見込みなど、今後の動向を踏まえ、今後5年間で県が講ずべき施策の方向性について定めるものでございます。

次に、4 計画策定の進め方につきまして、先ほど諮問させていただいたところでございますが、計画案について調査・審議を行うため、廃棄物の排出抑制や再生利用、処分に関わる各主体の方々を委員とする小委員会を審議会の下に設置させていただきたいと存じます。

次のページをお開き願います。

5 策定スケジュール(案)でございますが、後日、計画の骨子や素案について議論するため、小委員会を3回程度開催し、10月頃の環境審議会で計画素案についてご審議をいただく予定です。

その後、環境審議会でのご意見を踏まえ、県に中間報告をしていただき、12月頃にパブリックコメントを実施する予定でございます。

パブリックコメントを踏まえ、小委員会でさらにご審議いただき、来年の2月頃の審議会で最終的な答申をいただく予定で進めたいと考えております。

また、小委員会の構成につきましては次の3ページ目に、小委員会の設置要項については4ページ目に添付させていただいておりますので、ご参照願います。

続きまして、お手元の資料1-2 第5次廃棄物処理計画の進捗状況をご覧ください。

まず、1 計画の目標とすべき指標の推移につきましては、(1)に一般廃棄物のごみ排出量及び最終処分量について、(2)に産業廃棄物の排出量及び最終処分量について、(3)に不法投棄の発生件数について、廃棄物処理計画において掲げた目標指標及び当該指標の計画年度中の推移を記載しております。

詳しくは、次の項目2の計画の目標とすべき指標の概況により説明をさせていただきますので、1の各表と併せてご覧いただければと存じます。

(1)ごみの排出量・最終処分量につきましては、排出量は、人口減少などの要因によりまして減少傾向であり、直近の減少率を踏まえますと、令和7年度までに計画目標の水準に達する見込みでございます。

また、最終処分量につきましては、排出量に比例して減少していることに加えまして、水戸市において、焼却施設から排出される焼却灰の多くを最終処分から再資源化处理へと変更したことなどから減少しておりまして、現時点で計画目標を達成しております。

(2)産業廃棄物の排出量・最終処分量につきましては、排出量は前回調査よりも減少、最終処分量は前回調査より増加しているところでございます。

なお、どちらの指標につきましても、現時点では計画目標の水準には達しておりません。

当該水準につきましては、速報値でありますので、今後変動する可能性がありますことをご了承ください。

続きまして、(3)の不法投棄の発生件数につきましては、ゲリラ的不法投棄が増加したことにより、令和3年度は増加しておりますが、各種施策の実施により、令和4年度、令和5年度は計画目標に近い水準で推移している状況でございます。

次のページをご覧ください。

## 2 計画に基づく主な施策の実施状況についてご説明をいたします。

廃棄物処理計画の構成に沿って項目ごとに説明をさせていただきます。

(1)3Rの推進につきましては、普及啓発や処理の主体である市町村への支援等、各種施策を講じているところでございます。

まず、①県民等の問題意識の向上、3R行動の促進としましては、「ポスター・標語コンテスト」や、てまえどりによる普及啓発等の取組を実施しております。

また、②市町村における減量化・再資源化の取組の促進に関しましては、国の交付金活用の助言等を通じたごみ処理施設整備の促進や、ごみ処理広域化計画を令和4年3月に策定をいたしまして、市町村における安定的かつ効率的な処理体制の構築を促進しております。

さらに、令和3年7月には、ペットボトルの水平リサイクル推進に向け、サントリーと連携協定を締結、市町村に対して働きかけを行いました結果、令和5年度末までに、各飲料メーカーと県内18市町村が協定を締結するなど、再資源化の取組を推進しているところでございます。

次のページをご覧ください。

(2)廃棄物適正処理の推進に係る取組状況でございます。

①不法投棄対策の強化としまして、早期発見のため、スマートフォンアプリの導入やWebカメラ設置による常時監視などにより、不法投棄事案の早期発見・早期対応を図るため、監視・指導体制の強化をしております。

また、②排出事業者責任の徹底としまして、県外で発生した産業廃棄物を県内で処理する場合には、県内搬入事前協議制度に基づいて協議を行っております。

その他、処理施設や不適正な保管等の違反事案等に対しまして、立入検査等を実施することにより、適正処理の確保を図っております。

続きまして、(3)循環型社会形成に向けた基盤づくりをご覧ください。

まず、①産業廃棄物最終処分場の確保としましては、令和5年度までに、新産業廃棄物最終処分場について、一般財団法人茨城県環境保全事業団が実施設計を実施、建設工事請負契約を締結するなど、整備を進めております。

次に、②災害廃棄物処理体制の強化としまして、市町村へ計画の策定を呼びかけるとともに、毎年度、研修会を開催するなどの取組を行っております。

また、③資源循環産業の育成としましては、優良産業廃棄物処理業者認定制度により、令和５年度末時点で116件が認定されており、廃棄物処理業界の地位向上や競争力強化を図っております。

施策の実施状況については、以上でございます。

最後に、３ 第６次茨城県廃棄物処理計画に向けた取り組むべき事項について説明をさせていただきます。

次期計画におきましては、現計画で取り組んでいる３Ｒ及び適正処理を引き続き推進しますとともに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、環境負荷軽減等の各種課題へ対応するため、プラスチック廃棄物の資源循環促進等を計画の重点的な施策として位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問などをいただきたいと存じます。

なお、今後の審議の進め方としまして、当審議会の下に小委員会を設置して議論を行っていただくことについても意見を頂戴したいと存じます。

また、オンライン参加の方は、挙手機能を使用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言ください。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

森川委員、よろしくお願いいたします。

○森川委員

ご説明ありがとうございました。

一部まだ目標未達ということでしたが、一般廃棄物のほうが、減少の理由に、人口の減少とおっしゃっていたと思うのですが、ちょっとさみしい理由かなと思っていますが、この人口の減少を考えない、つまり、県民１人当たりになるとちゃんと減っているのかどうか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

○内藤会長

ありがとうございました。

お願いします。

○廣瀬資源循環推進課長

１人１日当たりのごみ排出量ですが、平成30年につきましては990グラムであったものが、令和４年で見ますと948グラムということで、１人当たりのごみ排出量につきまして

も減っているような状況でございます。

ごみの排出量で大きいものとしましては、事業系のごみについて、紙需要、例えば、ペーパーレスといったものが進んできたということにより排出量が減少しておりまして、全体的に一般廃棄物のごみの排出量が減ってきているというように、現在、分析をしております。

○森川委員

ありがとうございます。

いろいろな対策が取られて減っているということが分かりました。

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、田村委員、お願いいたします。

○田村委員

ありがとうございます。

同じ質問をしようと思っていたところ、1点目は同じでして、せっかくなので、ただ人口が減少しているというのではなくて、ライフスタイルとか、一人一人の行動変容みたいなものもあって減ったという言い方で、そのような書きぶりにしていただいたほうが、取組として進んでいるという言い方ができると思うので、いいかと思います。

同じような質問だったのですが、産業廃棄物については、2013年に比べると、2018年が上がって、今、少し下がっていますが、水準に達していないということだと思うのですが、この辺の背景について、もう少し具体的に説明していただければというのが一つです。

あとは、単なるコメントになるのですが、もちろん、小委員会等については賛成ですということです。

その中で、今後の議題で割とクローズアップされてきているのは、最近、海洋性のプラスチックとかマイクロプラスチックみたいな、言葉としてはプラスチック問題と入っていると思うのですが、もう少し一般の方からビビットに聞こえるのは、マイクロプラスチックとか海洋性プラスチックみたいなキーワードが少し出てくるようなところで議論があったらいいかなと思います。実質ではそれほど変わるものではない部分も結構あるのだと思いますが、割と報道でもそういう言葉が出てきているので、そこに対して対応しようという取組にいただいたほうが今後の議題としてはいいのではないかなと思っています。

以上、2点については単なるコメントです。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

お答えをお願いいたします。



○廣瀬資源循環推進課長

産業廃棄物の排出量で見ますと、平成30年から令和5年と比較しまして、業種別で言いますと、製造業と農業、畜産業を含めてですが、そちらのほうは減っております。

一方で、建設業の排出量が増えているということで、品目別で見ますと、汚泥、あるいは動物の糞尿というものは減ってきているのですが、がれき類、木くず、ガラス、コンクリート類などが増えているということでございます。これは、恐らく、建設業に絡んでそういったものが増えているということと考えておりまして、また、排出量は減っているのですが、最終処分量が増えているという原因として、建設業関係の廃棄物が増えて、それが最終処分のほうに回っているのではないかと、現在、分析をしております。

産業廃棄物関係の傾向につきまして、以上でございます。

○内藤会長

田村委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

続きまして、天野委員、お願いいたします。

○天野委員

ありがとうございます。

私も、基本的に、まず、1番の一般のごみの排出量と最終処分量につきましては、これまでもいろいろ工夫や努力をしていただいていたしまして、その数値目標に向かっていろいろ詳細に立ち入って成果を上げられたものもありましたので、その辺のところも盛り込んでいただきたいと思います。

2番目の産業廃棄物につきましては、今のご質問と全く同じでして、今、お答えで、建設業が増加しているために、排出量、それから、それを上回って最終処分量が増えているということですが、では、それを減らしていくための有効な具体策がありそうなのか、その辺はどのように描かれそうなのかということを、まだ分析中ということですが、おおよその何かヒントになるものがありましたら教えていただければと思います。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございます。

お答えをお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

リサイクルという関係で言いますと、建設リサイクルは大体97%ぐらいは進んでいるということですので、これ以上上げるというのは、またいろいろな検討が必要かなと考えてございます。

あと、産業廃棄物の排出量と最終処分量の比率を見ますと、大体1.2%ぐらいが最終処分量に回るということですので、その間の中間処理といいますか、あるいはリサイクルといった面で進んできているのかなと思っております。例えば、これ以上、下げるという部

分につきましては、現在、プラスチックが焼却をされているということで、最終処分には回らないのですが、そういった新しい技術的な部分を含めて、リサイクル技術といったものをこれから検討していく必要があると考えてございます。

以上です。

○内藤会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、古米委員、お願い申し上げます。

○古米副会長

ありがとうございます。

資料1－2のところで、進捗状況ということで、ごみ排出量というのは一般廃棄物だと思いますが、産業廃棄物ということで、排出量と最終処分量ということで、2つの目標が表示されていますが、先ほど指摘があったように、排出量とか最終処分量だけではなくて、再利用率がどこまで上がっているのかとか、1人1日当たりの家庭排出系のごみが500グラムを切って400何十グラムになっているとか、原単位として、もっと明確に分かるような目標値を設定されているのかもわかりませんが、示していただくといいのかなと思います。

加えて、処分量の残余年数みたいなことも目標値としては指針には書いてありますし、食品ロスの話であるとか、家電リサイクルの状態であるとか、環境省から出てきている指針の中に書いてある目標とか指標みたいなものをできるだけ多く含んだ形で計画を立てていただくことが重要かなと思います。

同時に、茨城県の過去の実績に対して減ってきたという議論とともに、全国的に推進している県が、茨城県と類似した県ばかりではないので、茨城県は、工業とかいろいろコンビナートがあるので、産業廃棄物等は多いかも知れませんが、少なくとも、全国平均に対して、今、茨城県はどれぐらいの位置にあって、こういった産業があるからゆえに高いけれども、それでも下がってきているというように、全体を俯瞰した形で計画の進捗状況を見るということが重要だと思いますので、ぜひ次回の計画の中には、より具体的な目標設定をしていただくことがいいのかなと思います。

既に入っていれば、失礼いたしました。

○内藤会長

ありがとうございます。

いかがですか。

○廣瀬資源循環推進課長

今回、そこまでの資料の取りまとめができませんでしたので、調査中という項目がございましたので、今後、小委員会を3月末ぐらいに開催を予定しておりますが、その際には、もう少し詳細なデータを提示できればと考えてございます。

それを踏まえて、先ほど、先生がおっしゃられたように、目標数値が立てられるもの、立てられないもの、全国との比較、そういったものを検討してまいりたいと考えてございます。

○内藤会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにご質問。

青柳委員、お願いします。

○青柳委員

青柳です。よろしくお願いいたします。

3つありまして、まず一つは、1ページ目の一番下なのですが、不法投棄の発生件数、そこで「ゲリラ的不法投棄」という言葉がありますが、具体的には、どういう場所で、どういうふうなものが、誰によって不法投棄されたのか。「ゲリラ的」という表現がちょっと気になりまして、教えていただきたい。

もう一つは、3ページ目の(3)循環型社会形成に向けた基盤づくりの②災害廃棄物処理体制の強化ということで、処理計画を各市町村で立てていらっしゃるということと、それから、もう一つは関係者間の連携強化や研修機会の創出ということが書いてあるのですが、これに対して、災害時の事前準備として、例えば、県内には化学物質を取り扱う工場がたくさんあると思いますし、県内にも試験研究機関などで化学物質を取り扱っているところ、私がいるつくばも国立の研究所がたくさんあって、いわゆる危険物を取り扱う事業所がたくさんあると思うのですが、そういうところで、災害時に、例えば、建物が破壊されたとか、地震などで、保存している場所が破壊されて、漏れ出す危険があるわけです。

うちの研究所などでは、廃棄物をまとめて置いてあるところの物質の容器が壊れてしまって、全部混ざってしまって、非常にその処理に困ったということが3.11のときにあったりしたのですが、そういうことに対して、事前の準備的な計画、実際、どういうふうに、どんなことが起きたときにどう対応するかというように、事前の計画がきちんと立てられているかどうか、それが3つ目の質問です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

では、お願いいたします。

○片岡廃棄物規制課長

1つ目のご質問にお答えいたします。

廃棄物規制課長の片岡でございます。

「ゲリラ的投棄」と申しますのは、県道、市町村道の脇の部分、農地とか空き地、そういったところに、ダンプ1台分、2台分程度を捨てられる。

捨てられる内容は、解体ごみであつたりすることが多いのですが、誰がというところですが、解体業者が捨てるケースもありますが、大部分においては、行為者が分からないというのが実情で、「ゲリラ的」と申しますのも、いつ、どこで、誰が捨てているのかが分からないというところをもって「ゲリラ的投棄」という言い方をしております。

今、県内の不法投棄の中でも、7割、8割は「ゲリラ的投棄」が占めておりますので、それへの対策が、これからどういうふうにやっていくかというところが一番重要な課題と捉えております。

以上です。

○廣瀬資源循環推進課長

災害廃棄物処理計画の策定ですが、資料では、令和5年度の実績としまして、策定市町村は41市町村となっておりますが、現在、2つの市町村で令和6年度に策定をしております、もう一つが、今月末、あるいは来年度当初に完成する予定でおりまして、茨城県では、44市町村全部において災害廃棄物の処理計画が策定する状況でございます。

県では、そういった市町村を集めまして、実際に、計画に沿って、災害廃棄物の仮置き場とか、そういったものを図面に落として研修を行うようなシミュレーションといいますか、図上訓練も実施して、実際に災害が起きたときに、市町村が対応できるような形で研修なども行っております。

それから、化学物質などの危険物を取り扱う事業所からの廃棄物ということですが、災害が起きたときに、そういった事業所では、事業継続計画（BCP）などを策定してあれば、そういった処理のマニュアルといいますか、流れのようなものは作ってあるかと思うのですが、県ではそこまでは把握していない状況でございます。

以上です。

○内藤会長

青柳委員、よろしいでしょうか。

○青柳委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員

ありがとうございます。

伺います。

ごみの排出量・最終処分量のところでは水戸市の例があります。焼却灰の多くを最終処分から再資源化処理へ変更したことが処分量の減少につながっているとありますが、水戸市以外の市町村で計画されているところ等があるか、教えていただきたいというのがまず1

点目です。

次に伺いたいことは、建設業関係の産業廃棄物が増加しているということでしたが、ソーラーパネルがそろそろ終了になっているものが出てきているということで、ソーラーパネルが入っていますでしょうか。あるいは、今後、入る予定があるかと思うのですが、そのあたりを、そちらの数量として、建設業として産業廃棄物に入れる予定があるか、これが2点目です。

最後、もう1点、次のページのイオンリテールと連携し、限定マイバスケットを販売したということで、1,000個限定となっています。これは、多分、令和5年の5月から販売された分ではないかと思うのですが、この1,000個は全部販売されたのでしょうか。あるいは、その様子を見て、さらに需要があるという予想は立てているのか、今後、再開する予定があるのか、これで終了なのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、お答えをお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

まず、ごみの最終処分量について、水戸市以外でも再資源化をしているところがあるかということですが、市町村名まで把握してございませんが、最終処分場を持っている市町村、あるいは持っていない市町村とありまして、持っていない市町村につきましては、ほかの自治体に最終処分をお願いするか、あるいは、再資源化ということで、例えば、焼却灰を建設材に使ったり、そういったものをしている市町村もございます。

今回、水戸市がちょうどごみ処理施設を建設したということで、令和元年から令和2年度にかけて、最終処分を再資源化に変更したことによりまして、大体1万トンぐらい減らしたということがございますので、数値的には、大きい数字として水戸市の事例を紹介させていただいたところです。

それから、ソーラーパネルにつきましては、建設の中に入っているかどうかというのは、そこまで把握していないのですが、ソーラーパネルはこれから廃棄が増えてくるものと考えられますので、そういったものの調査をしていくような形で検討してまいりたいと思います。

それから、イオンリテールと連携したマイバスケットの販売ということですが、先行販売したことなのですが、実際にどこまで売れたかというのは把握していなかったものですから、申し訳ございません。

○中村委員

398円で販売されているというのは知っているのですが、金額的に言えば、それほど負担になる金額ではないので、内容を理解していれば、積極的に利用しようという方もいるかと思うのですが、私自身も、その頃、ニュースとしては知らなかったもので、状況がもし

分かれれば、今後、報告していただければありがたいと思います。

いろいろありがとうございました。

以上で結構です。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、お手元の設置要項により、審議会に小委員会を設置して、具体的な内容を審議していただくこととして、その結果を審議会に報告いただくということで、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤会長

ありがとうございます。

そのように決めます。

小委員会の委員となられる皆様方には、引き続き、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

ありがとうございました。

続きまして、報告事項 前回審議会で頂いたご意見への対応についてでございます。

こちらは複数の課にまたがる内容でございます。

事務局から順番に説明をお願いいたします。

○深澤環境政策課長

環境政策課長の深澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料2に基づきまして、前回審議会でいただいたご意見への対応についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

昨年8月に開催しました今年度第1回目の本審議会におきまして、委員の皆様からいただいたご意見に対する現在の対応状況をご報告させていただくものでございます。

まず、1番目の今藤委員からいただきました県の太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインにつきまして、生物多様性の観点を取り入れてはとのご意見でございますが、生物多様性の観点からは、動物・植物・生態系への配慮につきまして、環境省のガイドライン(太陽光発電の環境配慮ガイドライン)に示されております。県もその周知を図ってきたところでございます。

今後、そういった内容を県のガイドラインにその旨を明記することによって、さらなる太陽光発電の適正導入を促進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、2の青柳委員からいただきました計画書制度の運用や政策効果の評価についてのご意見でございますが、本県の計画書制度は、地球温暖化保全行動条例に基づきま

して、一定規模以上の事業者を対象に、毎年、省エネ対策の取組結果の報告を求め、それに対し、指導・助言を行うことなどにより、事業者における省エネ対策の促進を図ることを目的としております。

排出量そのものの規制に関しましては、現在、排出量取引等に関して、国レベルでの議論が行われておりますので、その動向を注視しているところでございます。

また、県が取り組んでいる各施策の実施状況につきましては、毎年、地球温暖化対策実行計画推進委員会に報告し、専門家のご意見を伺いながら、施策の評価を行った上で、次年度以降の取組に、適宜、反映しているところでございます。

#### ○廣瀬資源循環推進課長

それでは、資源循環推進課が担当しているところにつきましてご説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

次のページの3 富岡委員から、産業廃棄物の処分量の最新の2023年度のデータ、今後の動向などについてご意見をいただきました。

対応状況といたしましては、先ほど、廃棄物処理計画の中でもご説明させていただきましたが、2023年度のデータにつきましては、現在、茨城県産業廃棄物実態調査により調査を実施中でございますが、最新の速報値は、先ほどの資料と資料3の環境指標に記載のとおりでございますが、排出量は減少しておりますが、最終処分量は増えているというような状況でございます。

引き続き、調査結果の精査・分析等を行いまして、今年度中には結果を公表する予定でございます。

それから、4番の松本委員から、いばらき食べきり協力店の店舗の位置を地図に落としもらえたら、見るほうとしては、情報としてありがたいというご意見をいただきました。

登録店舗数の拡大を図るために、Googleマップを活用いたしまして、地図上に登録店舗の位置情報を落とし込んだ「いばらき食べきり協力店マップ」を作成いたしまして、県のホームページ上で公開してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

5番、松本委員から、食品ロス削減の促進の小学校向けの啓発教材の活用呼びかけについて、活用状況の報告をもらうなどできないかといったご意見をいただきましたが、その対応状況といたしまして、食育関連事業におきまして、同教材を活用してもらえよう、栄養教諭等の研修会で働きかけをしていただけるよう、教育庁に依頼してございまして、来年度から、教材活用状況の把握方法につきましても、現在、教育庁と協議を行っておりますので、啓発教材の活用をさらに推進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問を受け付けたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項 環境指針に係る主な施策の取組状況と次年度の方向性についてでございます。

こちらでも複数の課にまたがる内容となっております。事務局から順番に説明をお願いいたします。

○深澤環境政策課長

引き続き、環境政策課長の深澤でございます。

資料3をご用意願います。

環境指標に係る主な施策の取組状況及び次年度の方向性についてでございます。

本県環境行政に係る主な施策につきまして、今年度の取組状況及びその成果、今後の取組の方向性についてご説明をさせていただきます。

なお、主な環境指標につきましては、別資料に資料3参考といたしましてまとめてございますので、併せてご覧願います。

資料に沿って順にご説明をさせていただきます。

まず、県地球温暖化対策実行計画の進行管理についてでございます。

今年度の取組状況ですが、茨城県地球温暖化対策実行計画の実効性を高めるため、昨年8月23日に茨城県地球温暖化対策推進委員会を開催し、施策の進捗状況や指標による評価等を行うとともに、同計画推進委員会による評価をいただいたところでございます。

主なご意見といたしましては、例えば、計画の中で、その適応策といった取組がございましたが、その具体的な指標について、例えば、熱中症対策の熱中症患者数などといったものを指標にするなどのことが検討できないかといったご意見をいただきましたので、現在、そういったものの指標化に向けた検討を行っているといったところでございます。

また、県における温室効果ガス排出量の実態を把握するための調査を実施いたしまして、年度内にも最新の結果が得られる見込みとなっております。

引き続き、これらの取組を通じまして、実行計画の進行管理を適切に行いますとともに、国の地球温暖化対策の動向等を注視し、適宜、同計画の改定等を検討してまいります。

続きまして、下段の事業所向け省エネ対策推進についてでございます。

中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入などについての技術的な助言を行ったほか、省エネルギー診断を受けた中小事業所を対象とした省エネ設備導入等の費用補助を行いました。

また、簡易な環境マネジメントシステムの普及により、事業所における環境に配慮した取組の拡大を図ったところでございます。

引き続き、こうした省エネの普及や実効性ある技術的な支援に力を入れていくことにより、産業部門や業務部門における温室効果ガス排出削減を図ってまいります。



続きまして、2 ページ目の上段、家庭向け省エネ対策の推進についてでございます。

年間を通じた職場や家庭における省エネや節電などの取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開し、事業者や県民等における環境配慮型のライフスタイルの定着を図るための普及啓発を行いましたほか、家庭における省エネの取組を見える化する「いばらきエコチャレンジ」、あるいは、各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイスする家庭の省エネ診断などを実施いたしました。

さらに、家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し、定額での補助を実施したところでございます。

こうした普及啓発の取組においては、行動学的な手法も適切に取り入れながら、引き続き、家庭における省エネ活動や再生可能エネルギーの利活用促進を図ってまいります。

続きまして、下段の再生可能エネルギーの普及推進についてでございます。

地域脱炭素化を推進するため、本県の地域特性を生かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施しておりますほか、再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、県ガイドラインの周知徹底を図っております。

また、災害発生時に機能維持が求められる医療・社会福祉施設に対しまして、太陽光発電設備及び蓄電池導入に係る経費の一部補助などを実施したところでありまして、これらの取組を通じて、事業所や家庭での再エネ導入を推進することができたと考えてございます。

今後とも、再エネ導入に関する情報発信や各種支援、再エネの適正導入の推進などにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

環境政策課からは、以上でございます。

#### ○市村環境対策課長

環境対策課の市村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

まず、大気保全対策でございます。

今年度の取組状況といたしましては、大気汚染防止法に基づきまして、工場・事業場への立入検査を行いまして、規制基準の遵守について指導を行いますとともに、一般環境大気測定局におきまして、大気汚染物質の常時監視や有害大気汚染物質につきまして測定を行い、環境基準の達成状況を把握してございます。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は、令和6年12月末現在、319件でございます。

成果・次年度の方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行いまして、大気汚染物質の排出抑制を図るとともに、大気汚染状況の常時監視を行いまして、環境基準の達成状況を把握してまいります。

次に、水質保全対策でございます。

水質汚濁防止法に基づきまして、工場・事業場への立入検査を行い、規制基準の遵守状況について指導を行いますとともに、生活環境項目、健康項目等につきまして測定を実施し、環境基準の達成状況を把握しております。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は、12月末現在で1,613件でございます。

成果・次年度の方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行いまして、水質基準遵守の徹底を図るとともに、公共用水域及び地下水の常時監視を行いまして、環境基準の達成状況を把握してまいります。

4ページをご覧ください。

霞ヶ浦の水質保全対策でございます。

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づきまして、生活排水対策、工場・事業場対策、農地・畜産対策など、汚濁負荷削減効果の高い事業に重点化して実施してございます。

主な実績でございますが、生活排水対策では、浄化効果の高いNP型高度処理型浄化槽の設置費の補助などを行いまして、12月末で371件実施してございます。

工場・事業場の排水対策では、飲食店やコンビニ等の小規模事業所に立入検査を12月末までに1,000件実施しまして、排水の基準遵守の徹底について指導を行ってございます。

また、農地・畜産対策では、霞ヶ浦流域内で生産されました堆肥を流域外へ流通する取組に対する補助を行ってございます。

成果・次年度の方向性でございますが、これまでの取組によりまして、おおむね計画どおりに汚濁負荷の削減が図られております。

森林湖沼環境税などを活用しまして、汚濁負荷削減効果が高い事業に重点化して実施することによりまして、引き続き、霞ヶ浦の水質浄化を推進してまいります。

最後に、ダイオキシン類対策でございます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、工場・事業場への立入検査を行いまして、規制基準の遵守について指導を行いますとともに、法律に基づき、県内の大気や水質の調査を実施してございます。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は、12月末で35件実施してございます。

成果・次年度の方向性でございますが、工場・事業場への立入検査を行いまして、ダイオキシン類の排出抑制を図るとともに、大気・公共用水域におけるダイオキシン類の常時監視を行いまして、環境基準の達成状況を把握してまいります。

なお、今年度の常時監視による環境基準の達成状況や霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の進捗状況につきましては、来年度開催いたします公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会や霞ヶ浦専門部会でご審議をいただいた後に、当審議会にてご報告させていただきたいと思っております。

環境対策課関係の説明は、以上でございます。

○片岡廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の片岡でございます。

着座にて説明させていただきます。

引き続き、同じ資料でございます。

4 ページの一番下、産業廃棄物の不法投棄対策についてでございます。

今年度の取組状況といたしましては、不法投棄等の未然防止と早期対応を図るため、2021年度に導入した通報アプリや報奨金制度の運用に努めますとともに、警察OBなどから成る専門チームによりまして、早朝・夜間を問わず、年間延べ1,000回以上のパトロールを実施し、対策を強化してまいりました。

次の5 ページをご覧ください。

対策強化の結果、2020年12月末時点の新規発生件数は166件、これは4月から12月までの期間の数字でございまして、今年度の同じ期間の数値と比較しますと、71件と大幅に減少しておりますことから、対策の効果が現れているものと考えております。

次年度の方向性としていたしましては、4 ページの下段から5 ページにかけて記載しておりますが、引き続き、監視・指導体制の強化や、発見・通報体制の充実に取り組みますとともに、不法投棄等事案の約8割を占める建設系廃棄物の事案につきまして、不法投棄の多い地域で重点的にパトロールを実施し、なお一層、監視強化に努めてまいります。

続いて、不適正残土対策についてでございます。

まず、今年度の取組状況といたしましては、不適正な残土搬入事案につきまして、これまで指導や是正が困難であった事案に対処できるよう、残土の発生から運搬までを規制の対象として、残土条例を改正し、2023年6月から施行いたしました。

また、2023年5月に施行され、本県では、今年2025年の4月から運用開始となります盛土規制法と重複する規制等を整理するため、残土条例を、2024年の12月に、再度、改正を行いました。

先ほどの条例改正の効果とも考えてございますが、不適正事案発生件数につきましては、改正前の2021年度の92件から、2023年度は44件と、約5割減少しております。

次年度の方向性としていたしましては、2023年6月に施行した改正残土条例を確実に機能させるため、関係機関とのさらなる連携強化に努めてまいりますとともに、災害防止と生活環境保全を図るため、今年4月から運用開始となる盛土規制法と県残土条例により、不適正な残土事案に対して厳しく対応してまいります。

次に、その下の段、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の施行についてでございます。

本条例は、金属スクラップやプラスチックなどの再生資源物の屋外における適正保管を図るため、昨年度制定し、今年度2024年4月から施行したものでございます。

今年度の取組といたしましては、条例施行前から設置されている既存の屋外保管事業場につきましては、条例施行後6か月以内(2024年9月末まで)に県に届出を行えば、許可を

受けたものとみなす、いわゆるみなし許可の扱いとすることを条例に定め、当課において届出を受理しております。

届出を受理した既存屋外事業場については、順次、立入検査を実施しており、届出内容と異なる不適正な保管等を行っている事業者に対しては是正を指導しております。

実績といたしましては、先ほど申し上げた既存屋外保管事業場の届出は449事業場から提出をされまして、1月24日現在で89事業場に対し立入検査を実施し、指導を行っております。

その後も継続して指導等を行っておりまして、直近では100を超える事業場に立ち入って指導をしているところでございます。

次年度の方向性としては、引き続き、既存屋外保管事業場に対して立入検査等を実施しまして、再生資源物の適正保管を推進しますとともに、指導に従わない悪質な事業者に対しては行政処分を科すなど、厳正に対処してまいります。

当課におきましては、これらの取組を通じて、廃棄物等の適正処理を推進し、循環型社会の形成につなげてまいります。

廃棄物規制課からの説明は、以上でございます。

#### ○廣瀬資源循環推進課長

資源循環推進課でございます。

総合ごみ減量化対策、下の段になりますが、こちらのご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

今年度の取組状況でございますが、持続可能な循環型社会形成に向けまして、県民や事業者を対象として、廃棄物の3Rや食品ロスの削減等に関する意識啓発を実施いたしました。

主なものといたしまして、2番のエコ・ショップ制度は、認定店舗数が406店舗になりまして、次の6ページの上段ですが、②の「てまえどり」啓発POPの作成、県内コンビニ・スーパー等への掲示を依頼いたしまして、その掲示店舗数は1,605店となっております。

③のいばらき食べきり協力店につきましても、現在、協力店舗数は161店となっております。

成果・次年度の方向性でございますが、廃棄物の3Rや食品ロスの削減等の意識啓発を実施しまして、ごみ排出量等を対前年度比で削減することができたと考えてございます。

引き続き、意識啓発を実施いたしまして、県民・事業者等による廃棄物の発生抑制や循環的利用に係る取組を推進いたしまして、ごみ排出量等の削減を図ってまいります。

#### ○深澤環境政策課長

続きまして、6ページをお開き願います。

いばらきフードロス削減プロジェクトの推進につきまして、こちらは環境政策課のほうからご説明をさせていただきます。

事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等の取組を促進及び支援するものでございます。

主な実績といたしましては、食品残渣の飼肥料化に取り組む事業者の設備等導入経費に対する補助を行いましたほか、2にありますとおり、昨年8月に食品関連団体・事業者、有識者等で構成するいばらきフードロス削減推進事業者協議会を新たに立ち上げまして、事業者におけるフードロス削減のための具体的な取組の検討を進めてございます。

また、フードロスを抱える事業者と活用したい事業者等からの相談を受け付け、マッチングをする窓口を運営しているところでございます

引き続き、協議会との連携によります取組のさらなる拡大を図っていくことによりまして、事業系フードロスのさらなる削減を図ってまいります。

#### ○廣瀬資源循環推進課長

続きまして、減量化・再資源化促進事業につきまして、資源循環推進課からご説明をいたします。

今年度の取組状況でございますが、産業廃棄物の減量化・再資源化の促進を図るため、排出事業者に対する相談対応・情報提供等を実施いたしました。

主な実績でございますが、1の茨城県廃棄物再資源化指導センター、こちらは茨城県産業資源循環協会に委託をしてセンターを運営しておりますが、そちらの相談対応といたしまして、対応件数は409件になりました。

また、2の多量排出事業者の処理計画策定を指導いたしまして、その処理計画の策定件数につきましては466件となっております。

成果・次年度の方向性でございますが、排出事業者の電話や窓口による相談、多量排出事業者の処理計画策定の指導等について、適切に対応できたものと考えてございます。

引き続き、排出事業者に対する相談対応・情報提供等を実施いたしまして、産業廃棄物の減量化・再資源化の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ、新最終処分場整備推進事業でございます。

今年度の取組状況でございますが、産業廃棄物最終処分場を、現在、日立市諏訪町に整備をしております。

事業主体であります一般財団法人茨城県環境保全事業団に対しまして、県では、国の交付金制度に基づく県負担分の出捐や長期貸付を今年度内に実施いたしますほか、広報活動の展開や地域振興に係る事業調整等を行いまして、新処分場の整備を推進しているところでございます。

成果・次年度の方向性でございます。令和6年5月に、一般財団法人茨城県環境保全事業団が処分場本体工事に着手をいたしまして、現在、計画どおり敷地造成工事を実施しているところでございます。

引き続き、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな処分場の整備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

説明は以上でございますかね。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問はございますでしょうか。

お願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員

ご説明ありがとうございました。

私から、1点だけなのですが、5ページの再生資源物の屋外保管適正化に関する条例施行についてなのですが、昨年9月から今年の1月24日現在で立入検査を実施したのが89事業所ということなのですが、この89事業所の中で、実際、どういうふうな案件があったのか。特に、いわゆる悪質な事業者というのは案件が見られたのかどうか、その点を教えていただけますか。

○片岡廃棄物規制課長

廃棄物規制課の片岡でございます。

着座にて説明させていただきます。

立入指導を行った結果はどうだったのかというご質問なのですが、悪質かどうかというのはちょっとあれなのですが、我々が立入に入った際に、保管物の高積み、いわゆる基準以上に積んでいるケースというのが結構な数見られましたので、それをまずは条例に基づく基準の高さまで下げるような指導を行いました。その指導が事例としては一番多かったです。

以上でございます。

○飯田委員

ありがとうございます。

それと関連して、この条例が施行されてから、個別に各自治体のほうから相談が寄せられているということはあるのですか。

○片岡廃棄物規制課長

そう数はないのですが、一、二件ぐらい、基準を満たしていないのではないかとというようなご指摘をいただいたところはあって、そういうところには市町村と一緒に立入に入るということで対応いたしております。

○飯田委員

分かりました。

ありがとうございます。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほかに質問はございますでしょうか。いかがですか。

富岡委員、お願いいたします。

○富岡委員

3件ほどあるのですが、1点目なのですが、1ページの中小企業に対する省エネルギーの診断を90件なさっていて、そのうち補助件数が7件なのですが、これは、多分、診断してほしいというのは何かあつてのことなのだと思うのですが、この7件しかないのは、診断だけで十分だったのか、それとも補助するための基準が厳しかったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、次は3ページ目なのですが、レジリエンスの件なのですが、17件入ったというのはとてもよかったと思うのですが、実際は、茨城県の医療・社会福祉施設として何件ぐらいあればよくて、そこまでの充足率としてはどのぐらいになっているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

あともう一つは、4ページ目の霞ヶ浦なのですが、1年間で1,500件ぐらい、大体1日にして6件ぐらい立入検査をなさっているご努力はすばらしいと思うのですが、これで見ても入ってみた結果として、小規模なところがどのような状態になっていて、これからどうやっていけばよいのかとかも、大体みんな守れているとか、その辺の状況が分かりましたら教えてくださいたいと思います。

よろしく願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、順番にお答えをお願いいたします。

○深澤環境政策課長

まず1点目の省エネ診断の診断件数と補助件数との違いでございますが、省エネ診断につきましては、専門家が実際に事業所を拝見しまして、様々な提案をさせていただく。そういった中には、もちろん、施設・設備の改修というものの効果もございますが、あるいは、その施設の運用とか設定とか、そういった見直しだけでも大分省エネが進むとか、そういった助言等もございます。

実際に補助をするか、しないかは、事業者のほうの支出も伴うものでございますので、そこは事業者の経営判断の中で、補助を受けて改善したい、今回はちょっと見送りたいといったそれぞれの判断があるということで、実際には件数が7件だったというふうにご理解をいただければと存じます。

それから、レジリエンスにつきましては、今回、医療・社会福祉施設においてどれだけ充足する必要があるのかといったところでございますが、こちらについては、私どもも把握がなかなか難しく、実際にどの程度普及しているかといったデータ等は持ち合わせて

ございません。

今年度、この事業化をする際に当たって見積もったのは、昨年度まで同様の事業をやっております、医療・社会福祉施設で応募があったといったものを参考に、今年度の予算化をさせていただいたということで、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○市村環境対策課長

環境対策課でございます。

先ほどご質問のありました霞ヶ浦の小規模事業所の規制関係でございます。

年間に1,000件以上、立入調査をしているわけでございますが、主に排水超過が多いのはコンビニエンスストアや飲食店などの小規模事業所でございまして、そういうところにつきましては、超過率としては、大体十数%から20%近く超過しているというのが現状でございます。

主に、暫定対策としまして、定期的な保守点検がなされていなかったりとか清掃がなされていないということが多く、そういった暫定対策を実施していただくというのが主な改善内容になってございます。

恒久的には、NP型の浄化槽に切り替えてもらったり、単独浄化槽から転換していただいて、下水道に接続していただいたりという形で、長期的な対策を取っていただくような形で進めております。

以上でございます。

○富岡委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございます。

続きまして、古米委員、お願いいたします。

○古米副会長

古米です。

私は、地球温暖化対策実行計画の関連で、ご質問というか、コメントを申し上げたいと思います。

これは、令和5年から令和12年、2030年までの地球温暖化対策実行計画ですが、その中にも、適応策の推進ということも、要は緩和策だけではなくて、適応策のことがあって、先ほどの説明でも、熱中症とか風水害に対する適応策に対する効果が出ているかどうかという数値目標みたいなものを設けているかというような議論が進んでいることは非常にいいことだと思いますが、先ほど、ホームページを見たところ、実行計画の推進委員会が令和5年12月に開かれた以降、開かれていないようにホームページ上にはなっているので、非常に重要な、推進しなくてはいけないところの検討を怠っているのではないかなと思っていましたが、資料3の参考には、気候変動適応推進・計画策定研修等が令和5年に5回



ぐらいされておられて、きっと茨城大学に設置された地域気候変動適応センターとの連携が進んで、適応策の計画をより具体的に進められておられるのかなと思います。

温暖化対策計画は令和7年から令和12年なので、これを大幅に改定をして、適応計画を別途つくことは大変だと思いますが、気候変動適応は、今、非常に重要ですので、ぜひこの計画の枠組みの中で積極的に適応策を推進するような動きであるとか、実行計画の推進状況みたいなものをしっかり見ていただきたいと思うのですが、その推進委員会の開催状況はどのようになっているのでしょうか。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

この推進委員会でございますが、資料3にもございますように、今年度は昨年8月23日に開催をさせていただきました。

その際に、先ほどのようなコメントをいただいたというご報告をさせていただいたものでございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、大変申し訳ございません、その審議状況がホームページでまだ公表ができていないといったところ、これは我々の反省すべきところでございますので、速やかにそこを取りまとめた上で、公表をさせていただきたいと考えてございます。

それから、実行計画につきましては、一昨年度に改定をして、2030年度までの7年の計画ということで改定をしたところでございます。その中には、いわゆる緩和策だけではなくて、適応策の内容も盛り込みまして、法定計画であります適応計画も併せて、適応計画に位置づけているといった形で策定をさせていただきました。

現在、国のほうで、新たな国の地球温暖化対策の実行計画等の見直しが進められておりますので、そういった動向を踏まえて、県の実行計画についても、それを踏まえた形で、必要な見直し等があれば、適宜、やってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○古米委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

田村委員。

○田村委員

先ほど古米委員からあった適応センター関係、地域気候変動適応に関連したところというのは、県のほうの適応計画のホームページとかに書いてある部分と、気候変動適応センターとして独立して運営していて、そちらで発信している部分がリンクがきちんとされていない部分があって、適応センターのほうではいろいろやっていることが、必ずしも県のほうのウェブサイトに見えていないみたいなのところがちょっとあるのかなと思いますので、

そこはリンクを貼っていただくだけの話なので、もう少し増やしてもらえるように、こちらからも働きかけておきます。

これは単なるコメントです。

もう一つ、こちらは要望として申し上げておこうと思っていたことなのですが、これはほかのときにも何度か言ったのですが、環境省等がやっているゼロカーボンシティ宣言は、茨城県は取り組まなくて本当にいいのですかというところなんです。都道府県で宣言していない自治体が、唯一、茨城県だけなので、一方で、市町村レベルでは数十自治体が宣言されているので、今後の一つの議論の中に、そこはちょっと取り上げておいたほうがいいのではないのだろうかと。正直、悪目立ちしていますので、別に宣言するぐらいしてもいいのではないかなというのは、これは意見として述べさせていただきます。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございます。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

1点、最後のカーボンニュートラルの宣言についてのご指摘でございますが、こちらにつきましては、私ども、決してカーボンニュートラルに否定的とか、後ろ向きといったことではなくて、カーボンニュートラルを実現するための宣言をするに当たっては、それと併せて、具体的なロードマップといったものをお示しする必要があるだろうという考え方に立ってございます。

しかしながら、本県の場合ですと、国のいわゆる排出状況と違いまして、本県の特徴として、産業部門の二酸化炭素の排出量が6割を占めている。そのうち3割ぐらゐは鹿島地区の特定の事業者の排出量に特定されているといった状況の中で、県の温暖化対策を進める上では、そういった産業部門の抜本的な技術革新といったものが確立していくことが不可欠な状況になってございます。

したがいまして、その部分については、まだ技術開発等の途上であるといった中で、具体的に見通しが立てられないといったところで、ロードマップの作成には至っていないといったところから、宣言については、今現在、至っていないという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、決して後ろ向きということではなくて、産業部門対策、そういった鹿島地域での対策につきましては、私どもと別の部局にはなりますが、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトといったプロジェクトを立ち上げまして、いわゆる新エネルギーとか、新たな技術革新等を支援するための250億円規模の支援体制を構築しております。

この支援規模というのは全国でもかなり有数な規模と我々は考えておりますし、そういったところに力を入れていくようなことで、しっかりとカーボンニュートラルに向けた取組を進めているといったところをご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

続きまして、柴沼委員、お願いいたします。

○柴沼委員

私のほうからは、産業廃棄物の不法投棄の対策につきまして、年間1,000回以上のパトロールをしているということで、成果を上げているというのは本当に素晴らしいことだと思います。

私は田舎のほうなものですから、散歩なんかをしていても、がれきとか、そういうものを捨てるのを目にすることが多いのですが、この不法投棄の通報アプリ「ピリカ」というのはどういう人が使うアプリなのか。また、報奨金制度というのはどういうものか、教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○片岡廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の片岡でございます。

着座にて失礼します。

まず、「ピリカ」ですが、「ピリカ」はスマートフォンのアプリなのですが、アプリを導入していただければ、誰でも登録していただいて、例えば、散歩をしているときに、ごみがあったなというところだと、現在地の地点で入力して、写真とかを撮っていただいて、アップしていただくと、その地図上にアップされて、その場所で不法投棄がありましたよということが通報されるという仕組みで、どなたでもアプリが導入できて、どなたでも手軽に通報できるという仕組みでございます。

あと、報奨金なのですが、令和3年度に県のほうで新たに設けた制度でございまして、令和4年度に1件、報奨金制度を用いた報奨金を出したという例はあるのですが、通報を基に、県が認知していない不法投棄を見つけて、それが解決に至ったという事案に対して報奨金を出すという仕組みなのですが、先ほど申し上げたとおり、その通報者に対しては1万円を支払うという制度でございます。

ただ、そういった事案がほかにもあるにはあったのですが、それを公表してほしくないというところが発見者のほうからありまして、なかなか報奨金を出すところまでいかない。発見者が自分が発見したということを知られたくないということをおっしゃって、報奨金を出した事例というのは、これまで1件という数にとどまっているといった実情がございます。

以上でございます。

○柴沼委員

ありがとうございます。

報奨金を出すか、出さないかというのは、確かに漠然として難しいと思うのですが、県民としてこの「ピリカ」というアプリを知らなかったものですから、これで通報するとどこに通知が行って、誰かがそれを対応していただけるということですか。

○片岡廃棄物規制課長

我々のほうで通報があると把握できますので、それが産業廃棄物であれば、我々が直接対応しますし、一般廃棄物であれば、通報があった場所の管轄の市町村にこの情報を連絡しまして、対応を依頼するという形になります。

以上です。

○柴沼委員

分かりました。

ありがとうございました。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員

青柳です。よろしくお願いいたします。

私の質問は、資料3にあるような個別のものではなくて、フレームワークなのですが、今のこの会合は県の環境審議会ということで、県の環境全体を見るための審議会だと理解しておりまして、この資料が主な施策の取組状況及び次年度の方向性についてということなのですが、私、他の府県、自治体の環境審議会にも参加させていただいていますが、今日、この全体を見させていただいて、生物多様性、自然保護に関して全く記述がないのですが、それは何か意図されているものなのかどうなのか。主な施策ではないと考えているということは分かりますが、国としても、生物多様性というのは、今、条約が進んでいまして、愛知県で万博もやりましたし、結構力を入れている分野だと思うのですが、県のお考えとしてはいかがなものなのでしょうか。

○内藤会長

お願いします。

○深澤環境政策課長

環境政策課でございます。

ご指摘の生物多様性、自然保護の関係でございますが、実は、県のほうに、もう一つ、自然環境保全審議会という審議会がございます、そちらのほうで主に様々な計画の策定等の検討をいただいているところでございまして、こちらの環境審議会の対象にはなっていないというところでございます。

○青柳委員

分かりました。

都道府県によっては、廃棄物関係もそうなのですが、別途、審議会が立っているということで、環境審議会には出してこないところは幾つもございますが、例えば、環境基本計画の中で、一つ、書き込まれているのだとすれば、この部分はほかの審議会があるというような記述で担うというような方法もあると思いますので、県の環境審議会として、言葉、単語が一つも出てこないというのは非常に不思議に思いましたので、その辺、所掌範囲、もしくは、担当がほかにあるというところをきちんと記述していただきたいと思います。

これは要望でございます。

どうもありがとうございます。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、森川委員、お願いいたします。

○森川委員

森川です。

コメントというか、ちょっとお願いなのですが、先ほど、田村委員がご指摘されたカーボンニュートラル宣言のことなのですが、私も、先週、たまたま環境省のホームページを見て、結構衝撃的で、日本の地図が載っていて、茨城県だけが抜けているという、そんな地図でして、しかもそれが去年の年末時点で、次に更新するのが次の3月みたいな感じで、すごく圧力を感じたのです。何でカーボンニュートラル宣言を茨城はしないのだろうみたいな、普通の人が見たときに、どうして茨城がというぐらい目立っているようなホームページで、もしこちらから環境省に何か言えるチャンスがあったら、なぜ茨城県はこれをしてしないで、でも、ちゃんと考えていて、ロードマップを示すことをやっているとか、どういう取組をしているということを見られるような形にしてもらえるといいなと思っておりました。

ちょっと難しいかもしれないですが、そういうことを何かアピールできるといいかなと思いました。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございます。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

私どもとしまして、そういったご意見があったときに、カーボンニュートラルの件でお問合せ等をいただいたときには、丁寧にご説明をさせていただいて、私どもの考え方を

丁寧にお伝えさせていただいている努力をしておりますし、またこれからも続けていきたいと思っております。

また、国の関係者にもその話は何度かさせていただいておりますが、それは茨城県の考え方ということで、一定のご理解はいただいているのだと思いますが、ホームページを直す、直さないは、その作り方によって、国のお考えもあると思いますので、すぐにということではありませんが、引き続き、県の考え方といったものをご理解いただくための努力は続けてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○森川委員

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。いかがですか。

それでは、よろしければ、報告事項につきましては、以上になります。

本日の議事全体を通しまして、ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様には、熱心にご審議を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見、ご提案につきましては、事務局において今後の各種施策への反映の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

内藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回茨城県環境審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。